

議案第 47 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改
正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）の施行に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更に係る手数料を設定するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同号の表1の項中「新築基準が適用される住宅」の次に「(既存の住宅を除く。以下この条において同じ。)」を、「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅」を加え、同表2の項から4の項までの規定中「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅」を加え、同条第5号の表1の項及び2の項中「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅」を加え、同表3の項及び4の項中「増改築基準が適用される住宅」の次に「又は新築基準が適用される既存の住宅」を加え、「第5条第6項第4号から第6号まで」を「第5条第8項第4号から第7号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

羽曳野市長期優良住宅の普及に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新					旧				
(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1) 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請(以下この号において「認定の申請」という。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請(以下この号において「認定の申請」という。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額				
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定の申請	床面積の合計	住宅			認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅(既存の住宅を除く。以下この条において同じ。)	13,000円	1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	17,400円				増改築基準が適用される住宅	17,400円
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	省略	29,600円	2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	省略	29,600円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅					増改築基準が適用される住宅	
			省略	省略					

	宅等(併用住宅を除く。以下この条において同じ。)に係るもの	が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	49,900 円		宅等(併用住宅を除く。以下この条において同じ。)に係るもの	が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	49,900 円
		床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの	省略				省略		
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	77,000 円			増改築基準が適用される住宅	77,000 円	
		床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	省略				省略		
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	136,400 円			増改築基準が適用される住宅	136,400 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	省略				省略		
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	228,000 円	増改築基準が適用される住宅	228,000 円					
	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	省略				床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	省略		
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	387,200 円	増改築基準が適用される住宅			387,200 円		
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に		省略		3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に		省略	
			増改築基準が適用される住宅又は新	108,700 円				増改築基準が適用される住宅	108,700 円

	係るもの		築基準が適用される既存の住宅					
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	省略		192,700円	省略	増改築基準が適用される住宅	192,700円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅					
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	省略		307,300円	省略	増改築基準が適用される住宅	307,300円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅					
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	省略		606,300円	省略	増改築基準が適用される住宅	606,300円
増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅								
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	省略		1,085,000円	省略	増改築基準が適用される住宅	1,085,000円		
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	省略		1,865,500円	省略	増改築基準が適用される住宅	1,865,500円		
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅							
	係るもの							
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	省略		192,700円	省略	増改築基準が適用される住宅	192,700円
			増改築基準が適用される住宅					
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	省略		307,300円	省略	増改築基準が適用される住宅	307,300円
			増改築基準が適用される住宅					
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	省略		606,300円	省略	増改築基準が適用される住宅	606,300円
増改築基準が適用される住宅								
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	省略		1,085,000円	省略	増改築基準が適用される住宅	1,085,000円		
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	省略		1,865,500円	省略	増改築基準が適用される住宅	1,865,500円		
	増改築基準が適用される住宅							

		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	省略	3,453,000 円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	

備考 省略

(2)～(4) 省略

(5) 法第 8 条第 1 項の変更の認定(以下この条において「変更の認定」という。)を申請しようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		省略	2,700 円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	
2	品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又	床面積の合計が 500 平方メートル以下のもの	省略	省略
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用され	

		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	省略	3,453,000 円
			増改築基準が適用される住宅	

備考 省略

(2)～(4) 省略

(5) 法第 8 条第 1 項の変更の認定(以下この条において「変更の認定」という。)を申請しようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		省略	2,700 円
			増改築基準が適用される住宅	
2	品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又	床面積の合計が 500 平方メートル以下のもの	省略	5,600 円
			増改築基準が適用される住宅	

は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	9,900 円		は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅	9,900 円	に掲げる金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあつては、この表に掲げる金額とする。
	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	14,300 円			床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅	14,300 円	
	床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	26,300 円			床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅	26,300 円	
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	44,800 円			床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅	44,800 円	
	床面積の合計が 10,000	省略 増改築基準が	74,100 円			床面積の合計が 10,000	省略 増改築基準が	74,100 円	

		平方メートルを超えるもの	適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅				平方メートルを超えるもの	適用される住宅			
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	18,900円	法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更については、2,300円		3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	省略 増改築基準が適用される住宅	18,900円	法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更については、2,300円
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	35,100円	ア 省略 イ 法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円		4	その他の共同住宅等に係るもの	省略 増改築基準が適用される住宅	35,100円	ア 省略 イ 法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	56,600円					省略 増改築基準が適用される住宅	56,600円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	110,900円					省略 増改築基準が適用される住宅	110,900円	

		床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	201,800 円				床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅	201,800 円		
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	350,800 円				床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	省略 増改築基準が適用される住宅	350,800 円		
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	省略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	647,500 円				床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	省略 増改築基準が適用される住宅	647,500 円		
備考 省略 (6)～(9) 省略 以下省略					備考 省略 (6)～(9) 省略 以下省略							